

日本テスト学会
第20回大会 公開シンポジウム
「テスト項目の著作権及び問題公開／非公開をめぐる問題」

2022年9月4日 オンライン開催

公開シンポジウムの趣旨と概要

- 公的なテストの運営において、**テスト項目のマネジメント**はさまざまなところで問題になる。
- 1つは、**素材文に対する著作権処理**であり、もう1つは、**テスト問題冊子の問題公開／非公開**を巡る議論である。
- →従来、テスト学会ではあまり扱われてこなかった**テスト項目の実施上のマネジメントの問題**
- 「**学際的に課題解決するテスト学**」が今大会の大会テーマ

本日の公開シンポジウムのコンテンツ

- 趣旨説明「テスト項目の著作権及び問題公開／非公開を巡る問題--日米における試験情報開示の裁判事例--」（九州大学大学院人間環境学研究院／大学入試センター研究開発部 教授：木村拓也）
- 基調講演「英語入試問題作成における著作権の改変と教材等への二次利用」（九州大学大学院法学研究院教授：小島立）
- 話題提供 1 「試験問題公開についての価値判断—情報公開制度の事例を基に」（一般財団法人 知的財産研究財団：若林昌子）
- 話題提供 2 「項目パラメタドリフトの検出原因の検討・共通尺度への影響—そのドリフトはどこから来てどこへ行くのか？」（大学入試センター研究開発部：寺尾尚大）

【趣旨説明】

テスト項目の著作権及び問題公開／非公開を
巡る問題

--日米における試験情報開示の裁判事例--

木村拓也

九州大学大学院人間環境学研究院／大学入試センター研究開発部

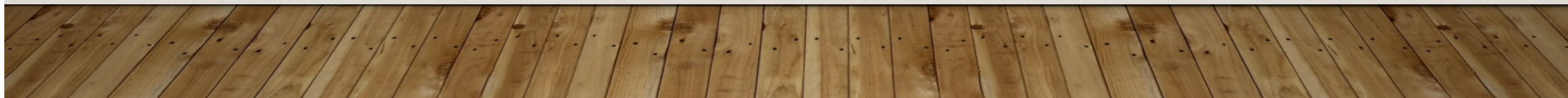
日本における試験情報開示の裁判事例

- A県の教職採用試験における教職教養の出題において、1994(平成6)年10月6日に県情報公開条例の規定に基づいて、平成7年度公立学校教員採用試験の教職教養の問題の一部と解答の開示請求を行った
- 県教育委員会は平成6年10月8日に開示が今後実施する教員採用試験の適正な執行に著しい支障をきたすとして、テストの継続実施の観点から、非開示の決定を行った
- 原告が1994(平成6)年11月8日に異議申し立てを行う。

日本における試験情報開示の裁判事例

- A県教育委員会は、公文書開示審査会に諮問し、その答申を受けて**1996(平成8)年1月25日**に改めて棄却の決定を行った
- 原告がその取り消しを求めて訴訟が起こされ、**1998(平成10)年3月31日**に高知地方裁判所の判決があり、**1998(平成10)年10月24日**に高松高等裁判所の判決があり、最終的に、**2002(平成14)年10月11日**最高裁判所第二小法廷が上告を棄却した。
- →情報公開の流れで、試験情報の公開が議論された

- 裁判では、「出題可能な問題には限界があり、過去に出題した問題と同じものを出題せざるをえないこともあり、従って、問題の開示は好ましくない」（伊津野2002:12）という主張が認められなかった
- 「本件文書を開示することによる批判等の発生（一次的影響）とそれによる問題作成者の負担増加（二次的影響）の発生は認めつつも、**その結果生じるとYが主張する一般的な審査問題作成の困難さ等の事態の発生（三次的影響）は認めなかった**」
- 「教員採用試験問題を情報公開の対象から除外する理由を見つけ出すことに知恵を絞るよりも、むしろ**公開にすることにより、教員採用試験受験者に高水準の準備を促すように方針を軌道修正する方が建設的**であると判断される」（若井2003:13）という意見



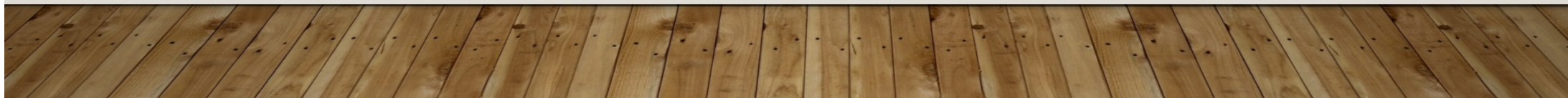
米国における試験情報開示の裁判事例

- 概略
- 入試真相開示法（**Truth in Testing Law**）や試験者テスト法（**Examining Examiners Law**）
- ニューヨークで制定されたものをニューヨーク州標準テスト法(**STA : Standardized Testing Act**)
- **1970**年代後半に、各州が情報公開の要請を受け、大学入試等利用される、標準テストの問題・解答・採点方法・得点、その他のテスト情報の開示を**ETS**などのテスト実施者に義務づける法を制定

米国における試験情報開示の裁判事例

- 背景
- 1971年の家族教育権とプライバシー法(Family Education Rights and Privacy Act : FERPA)の制定の影響を挙げ、1976年に制定された教育省が管轄するプログラムのもとで公金を受け取っている教育機関が、保護者に対して、自分の子どもに直接関連する記録にアクセスし、それらの記録に対して、聴聞会で異議を唱える機会が与えなければならないと規定したことである
- →争点は、この開示記録に、テスト関係資料が含まれるかという点である。**テスト問題と解答だけでなく、テストスコアや添削された答案用紙も公開するのか、ということ**は、**テスト実施の運用に大きく影響を与える。**

- ニューヨーク州標準テスト法では、テスト会社に対して、入学のための**標準テストを受験者に公開し、受験生が自分の採点されたテストと正解を見るように定める**ものであった
- 背景には、黒人などの有色人種に対する教育クラスの選定や企業などでの採用や昇進などに適性検査などの**標準テストが用いられたことに対する人種差別批判**などが背景
- →**テスト業者が好き勝手やらないようにする規定**として出発
- →I時期、ETSは、ニューヨーク州では、テスト実施を行わないなど対抗措置
- ニューヨーク州標準テスト法については、実際に、米国医科大学協会(AAMC)が、**AAMCの財産権を保障なしに侵害するという主張した。つまり、テスト情報の開示を行うことで、テスト問題の再利用を妨げ、テスト問題の予測精度を低下させることにより、テスト問題の価値を減じさせると主張**
- 実際に、「テスト問題の開示は、毎年より多くの問題を用意しなければならないことを意味するが、テスト期間は、常に新しい問題セットを用意し、著作権を有している。だが、問題が開示されても、過去の問題の基礎となる概念は次のテストで再利用することができるし、問題自体も言葉を変えれば再利用できる」(Samuel1981:196)という考えに立てば、**試験実施機関の損害は限定的であると解釈され、等化問題や実験問題についての開示が法律から除外された。**
- →ETSが例外として、公開しない権利を、裁判で勝ち取っていく。



引用・参考文献Ⅰ

- Bersoff, D. N. 1981:“Tssting and the Law”, American Psychologist, 36(10), 1047-1056.
- Burns, D. 1981:“Truth in Testing:Arguments Examined”, Journal of Legal Education, 31, 256-286.
- Burns, D. 1981:“Truth in Testing Legislation and Private Property Concepts”, Journal of Law & Education, 10(1), 17-22.
- 磯村篤範2004:「教員採用試験問題と解答の情報不開示事由の該当性」『民商法雑誌』 129(6)、pp.883-891.
- 伊津野朋弘2002:「事例解説 教育の紛争 教員採用試験問題の開示請求を巡って」『週刊教育資料』 768、pp。 11-13。

引用・参考文献2

- 小川一茂2001:「公法判例研究」『北大法学論集』51(6)、pp.239-251.
- 松平光徳2000:「ニューヨーク州標準テスト法と連邦著作権法との関連考察」明治大学法律研究所編『法律論叢』、59-125.
- Robertson, D. F. 1980:“Examining the Examiners:The Trend Toward Truth in Testing”,*Journal of Law & Education*, 9(2), 167-200.
- Samuel J. 1981:“Testing Truth-in-Testing Laws: Copyright and Constitutional Claims”,*Columbia Law Review*, 179-198.
- 山口亨2002:「情報公開—教員採用試験問題の開示」『学校経営』47(5)、pp.126-133.
- 若井彌一2003:「公文書開示非開示決定処分取消請求事件—県立学校教員採用試験問題の情報公開請求に対する実施期間の非開示決定の是非」『週刊教育資料』817、pp.11-13.